

【児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係】

○負担能力の認定及び費用の徴収

(問) 児童を障害児入所施設等に入所させる措置又は委託を行い、2019年6月1日に負担能力の認定を行う場合において、日本年金機構へ照会を行い、当該児童の扶養義務者等の障害基礎年金の受給の有無を確認する。この者は、徴収金減額の対象となるか。

試験用個人番号 : [585658756735]

(解答) この者は、徴収金減額の対象となる。

<解説>

- 時点指定(日)に認定を行う日付を入力し、日本年金機構に照会すると、以下の「情報照会結果画面のイメージ」の通り、情報照会結果が得られる。
- これによると、この者は、障害基礎年金の受給権を有しており(2009年9月13日に受給権発生)、かつ、障害基礎年金は支給停止されていない(「年金支給停止額情報」に表示されるデータが0円となっている)ことから、徴収金減額の対象であることを確認できる。

(情報照会結果画面のイメージ) ※必要な項目のみ抜粋

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	5350
年金基本情報	
受給権発生年月日	2009-09-13
受給権失権年月日	ReasonOfNull
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-05-01
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報(国民年金)	779300